



・たよれる街の法律家

行政書士に聞いてみよう！

プロのアドバイスが
ほしい！

暮らしのことで親身に
相談に乗ってくれる人って
いないかしら？

事業について
相談したい！

外国人だけど、
いろいろな相談を
したい！

こんな時、
どこへ相談
するの？

お金と時間を
節約したい

ビジネスのことって
誰に相談したら
いいの？

「どうしよう！」と思ったら、
まずは行政書士に相談してね！

行政書士会公式キャラクター
ユキマサくん

応援します！あなたの暮らしと、あなたの事業



兵庫県行政書士会

市民の皆さんへ

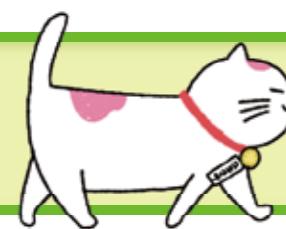


法律を専門とする国家資格者の中でも、特にはば広い業務をこなし、皆さまの暮らしに密着した法務サービスを提供するのが、私たち行政書士です。官公署に提出する書類だけでなく、法律上の権利に関わる書類や事実を証明するための書類を作成し、またそのための相談もお受けします。

「まごころ」を花言葉に持つコスモスが、行政書士のシンボルです。私たちは、皆さまの暮らしの中で起こる様々な法律上の「困りごと」の解決を、まごころをもって、お手伝いいたします。

遺言書を作りたい

遺言書には本人が自ら手書きで作成する「自筆証書遺言」と公証人が作成する「公正証書遺言」、遺言内容を秘密にする「秘密証書遺言」があります。遺言書には法律で決められた効力があり、遺留分減殺請求権など相続人の権利も配慮して作成すべき場合があります。行政書士は、依頼に基づき、公正証書遺言の原案作成、証人の就任等によって遺言者の支援を行います。



国際結婚をしたい

外国人が日本人や永住者と結婚し、適法に日本で在留する為には、婚姻手続に加えて、「日本人の配偶者等」や「永住者の配偶者等」の在留資格が必要となります。このように、外国人が日本国内において在留を希望する場合、活動内容もしくは身分関係によって在留資格が必要で、様々な種類の資格とそれに応じた要件があります。

行政書士は、外国人の在留やその他日本で適法に活動するために必要な申請手続について、お手伝いいたします。なお、入国管理局への取次は、申請取次行政書士が行います。

相続について知りたい

財産相続では、遺言書がないときは、原則として相続人全員が書類により合意した文書に基づき、手続が進められます。行政書士は、依頼に基づき、遺産分割協議書・財産目録・相続関係説明図といった必要書類を作成し、またそのために必要となる様々な調査も行います。(不動産登記関係書類、税務関係書類、法的紛争が発生している場合の書類を除きます)

日本国籍をとりたい 日本で永住したい

外国人が日本国籍を取得するには、「帰化許可申請」が必要です。帰化許可申請には、一定の要件を満たしていることが必要で、在留資格や家族構成、就業状況等により、必要な証明書類や作成書類が異なります。また、日本で永住を希望する場合には、入国管理局で永住許可申請をしますが、この申請でも在留資格や在留状況等によって異なる様々な要件があり、それに応じた証明書類や作成書類が必要です。行政書士は、国籍や永住に関する事項、また、涉外手続(国際結婚や離婚、相続、養子縁組等)について、専門知識で外国人の方のお手伝いをいたします。



かしこく離婚したい

離婚が決まるまでの道のりは、非常に大きなエネルギーがいるものです。しかも慰謝料の額や支払い方法、子供の養育費や面会交流、財産分与など、思った以上に考えなければいけないことが山積みです。離婚の示談が成立しても、どうやって約束事を相手に守って貰えるかも心配です。行政書士は、離婚協議書の作成を行うとともに、必要な支援を行います。(当事者の身辺調査、示談の代理は行いません)

畠に家を建てたい

田畠になっているところに、家を建てるには、農地転用の許可(届)申請をする必要があります。農地転用とは、農地とされている土地を、住宅地、工場用地、道路、駐車場などの目的で使用する土地に変更することです。また、農地を売買する場合も、許可が必要となります。このほかにも里道・水路の用途を廃止したり買い受ける時も許可が必要です。行政書士は、このような土地等に関する各種申請手続を行います。

クリーリングオフをしたい

売買契約等でクリーリングオフの定めがある場合、内容証明郵便によってクリーリングオフを行い、契約を解除することができます。内容証明は、差出人と日付を明示した文書を作成し、郵便局に謄本を保管することで、相手にどのような内容の文書が差し出されたかを証明する書類です。行政書士は依頼に基づき、法的効力のある内容証明の文書を作成します。

ひとり様で老後が心配

財産のこと、暮らしのこと、健康のこと、気がかりなことはたくさんあるけれど、誰に相談してよいかわからない、という方も多いのではないかでしょうか。自分自身で財産管理や様々な手続等が難しくなったときの備えとして、任意後見契約があります。行政書士は、相談に基づいて、任意後見契約に関する書類作成等により「ひとりさま」の老後の安心のため、お手伝いをいたします。



交通事故に遭った

交通事故でケガをしてしまった場合、治療費、休業損害、後遺障害等の問題が生じます。このような交通事故による人的損害を公平・迅速に補償する制度が自賠責保険です。自賠責保険の請求には様々な資料や書類が必要ですが、適正な補償を受けるためには専門的な調査が必要となるケースがあります。

行政書士は、後遺障害に関する調査をはじめ、自賠責保険に関する資料収集や書類作成をお手伝いします。また、示談成立後の示談書等、各種書類を作成します。

事業を継ぎたい

お店や会社を引き継ぐとき、事業の種類によっては、事業主等の変更申請や事業承継の届出が必要となったり、新たに許可申請が必要となる場合があります。事業主の方が亡くなったときは、相続手続も併せて考える必要があります。

行政書士は、依頼に基づき、必要書類の作成、手続等を通して、事業承継のお手伝いをいたします。

住まなくなった家を貸したい

不動産の賃貸借については、借地借家法等によって当事者が守るべき事柄が定められています。また、大きな財産である土地や建物を他人に貸そうとするときは、トラブルを予防するためにも、書面による契約を結びたいものです。

行政書士は、契約書類を作成して法的トラブル防止のお手伝いをするほか、トラブルを解決したときに取り交わす協議書や示談書等の書類の作成も行います。

自動車の車庫証明をしたい

車を買ったり、引越ししたり、車の所有者が変わったりして、自動車の新規登録や住所変更、名義変更の申請をする時に自動車保管場所証明書（車庫証明）の申請をする必要があります。解体などで廃車にする場合も抹消登録の手続が必要です。

行政書士は、このような自動車登録に関する申請や車庫証明、その他自動車に関する申請手続を行います。

こんなことでお悩みの方、ADRを利用してみませんか？

子どもが自転車に乗って…

お店の看板にぶつかってしまい、弁償を求められました。



借りていた部屋の…

敷金返還のことで大家さんともめています。



うちのワンコがお隣の…

飼い犬にかまれたので、治療代を払ってほしいんです。



日本で働いていますが…

上司に私の国の慣習を理解してもらえません。



ADR（裁判外紛争解決手続）は、当事者自身の話し合いを第三者がサポートする、裁判に頼らないトラブル解決の「助っ人」です。

行政書士ADRセンター兵庫では、兵庫県内で起こった4つの分野について、トラブル解決のお手伝いをいたします。

- ①自転車事故に関する紛争
- ②愛護動物（ペットその他の動物）に関する紛争

- ③居住用賃貸物件に関する敷金返還
または原状回復に関する紛争
- ④外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

お問い合わせ ADRセンター兵庫（法務大臣認証番号：第111号） 電話：078-371-8823

困ったら
まずは相談してね！

困ったときは、お近くの行政書士にご相談ください。
身近に行政書士がない場合は、兵庫県行政書士会の事務局へ
お気軽にお電話ください。（電話：078-371-6361）

会社経営者や個人事業主の皆さんへ



私たち行政書士は、企業を運営していくうえで必須となる書類（契約書や議事録等）や、許認可に関する書類（許可申請書や変更届等）の作成をする専門家です。

また、書類を官公署（市区町村や都道府県、警察署、各中央省庁等）に提出する手続について代理することができます。

さらに、近年では、知的財産権に関する相談業務や、補助金等の中小企業支援制度の申請サポートなど、中小企業のコンサルタントとして活躍する行政書士も増えています。

経営者と行政をつなぐパイプ役として、行政書士の業務分野は、日々拡大を続けています。

会社を立ち上げたい

行政書士は、株式会社、NPO法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、組合等といった法人の設立手続とその代理（登記申請手続を除く）を行います。

また、電子定款の作成代理業務ができる行政書士に定款作成を依頼すれば、定款の印紙代が不要となるなど、費用面でも様々なメリットが生まれます。

なお、法人の中には、NPO法人や医療法人等、設立前に市町村や都道府県の認証・認可手続が必要となるものや、外国会社のように領事認証や在留資格認定申請が必要となるものがあります。行政書士は、そのような申請手続はもちろん、設立後の各種変更手続についても、総合的にサポートします。

契約書を作つてほしい

会社を運営していると、様々な取引を行う場面があります。その際、多くの場合に契約書を取り交わす必要があります。

行政書士は、これら契約書の作成を行い、将来発生しうる法的なトラブルの予防のためのサポートを行います。

運営について相談したい

行政書士は法人の設立だけでなく、設立後の運営に関してもサポートしています。

行政書士業務は、企業の事業活動全般について助言、提案を行う、いわゆるコンサルティング業務の一面を有しています。経営者の良きパートナーとしても活用していただけます。

行政書士が行う主な中小企業支援業務には、次のようなものがあります。

- 事業計画支援
- 事業承継・事業引継ぎ支援
認定申請書作成
- 企業再生支援
企業再生特例認定申請
- 経営革新計画承認申請
農業経営改善計画認定申請
- 農商工連携事業計画認定申請
地域資源活用事業計画認定申請
- 商店街活性化事業計画認定申請
ソーシャルビジネス、コミュニティビジネス支援
- エコアクション21、プライバシーマーク 等

それぞれの分野について専門としている行政書士があり、活躍の場を広げています。



建設業の許可をとりたい

一定規模以上の工事を請負う建設業を営む場合は、都道府県知事、または国土交通大臣の許可が必要です。

行政書士は、建設業許可の要否や、許可条件を満たしているか否かを調査・判断し、必要な書類の作成及び代理申請を行います。

また、公共事業の入札に参加するには、経営事項審査申請や、入札参加資格登録の申請等、煩雑な手続が必要となります。それらの手続についても、代理することができます。

数ある行政書士の許認可の申請業務の中でも、建設業許可申請は、今も昔も、**行政書士の代表的な業務**の一つです。

福祉事業を始めたい

有料老人ホームや、障がい者向け就労支援事業などの**福祉サービス事業**を始めるにあたり、各自治体では、様々な基準が設けられています。

行政書士は、これらの基準をクリアするために必要な書類作成や手続を代理します。

会計記帳をお願いしたい

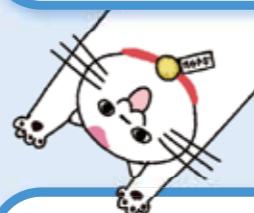
事業の経営状況を把握するためには、きちんとした会計記帳が必要です。しかし、毎日記帳を行うのは大変なことです。

行政書士は、これら記帳業務をはじめ、決算書、財務諸表などの作成を行います（税務申告業務は除く）。行政書士に依頼することで、記帳業務に追われることなく、**本来の業務に専念**することができます。

運送業を始めたい

バス・タクシー・トラック等の運送業を始めるためには、煩雑な許可申請書を作成しなければなりません。行政書士は、これらの手続はもちろんのこと、**開業相談および開業後の業務相談**まで一連のサポートを行っています。

また、特殊車両の通行許可申請や、軽貨物・運輸代行業の開業手続も行います。



許可申請をお願いしたい

企業の事業内容によっては、都道府県や市町村等、行政の許可や認可が必要な場合があります。

たとえば、次のようなものがあります。

〔廃棄物に関する許認可〕

産業廃棄物処理業・運搬業許可
一般廃棄物処理業・運搬業許可
使用済自動車解体業・破碎業許可 など

〔不動産業に関する許認可〕

宅地建物取引業免許
建築士事務所登録
解体工事業登録 など

〔リサイクル業に関する許認可〕

古物商許可
金属くず商許可 など

これらは、数ある許認可のうちの一部に過ぎません。行政書士が扱うことのできる許認可に関する書類は、**一万種類を超える**と言われています。

官公署に提出する申請書類の作成を業として行うのは行政書士だけです。



著作権について相談したい

著作権は作品(絵や文章など)を創作した時点で自動的に発生しますが、著作権を移転する場合の取引の安全性を確保したい、あるいは著作権に関する権利関係を公示したい場合は、文化庁による著作権の「**登録制度**」を利用することができます。

行政書士は、文化庁への登録申請業務を行います。また、著作権契約その他著作権に関する相談を受け付けています。

外国人を雇いたい

外国人を雇い入れるには、入国管理局への申請手続が必要となる場合があります。

入国管理局への手続は、原則として、外国人もしくは法定代理人が自ら入国管理局に出頭しなければなりません。しかし、一定の研修を受けた行政書士で、外国人等に代わって入国管理局で申請書等を提出することが認められた行政書士である「**申請取次行政書士**」に依頼すれば、**申請人は入国管理局への出頭が免除される**ので、仕事や学業に専念することが可能です。専門知識を有する申請取次行政書士が申請人の在留及び適切な雇用をサポートいたします。

飲食店を始めたい

飲食店を開業するには、営業開始前に保健所に必要書類を提出し、その施設が基準を満たしているかどうか確認を受ける必要があります。

また、ナイトクラブやキャバレー、パチンコやゲームセンターなどを開業するには、警察署への**風俗営業許可申請**等の手続が必要になります。

行政書士は、実現したい店舗の形態に合わせて必要となる書類を作成し、代理申請を行います。

知的資産経営について相談したい

「**知的資産経営**」とは、企業の経営理念、人材、技術力、ノウハウ、組織力、顧客とのネットワーク、ブランド等といった、**財務データには表れない資産**(知的資産)のうち、自社の競争力の源泉となっているものを見る化=魅せる化することにより、ステークホルダー(顧客・取引先・金融機関等)からの支持や評価を得て、事業の発展に役立てる経営のことをいいます。

知的資産経営の成果をまとめた「**知的資産経営報告書**」を作成し、開示・公表することは、経済産業省により推奨されています。

行政書士は、これら知的資産経営導入と知的資産経営報告書の作成をサポートします。



補助金制度を活用したい

国や地方自治体には、中小企業・小規模事業者向けの各種補助金制度が用意されています。

近年、これら補助金制度に関するアドバイザーとしての役割を担う行政書士も増えており、**発展や持続化を目指す中小企業・小規模事業者のサポート**を行っています。



※他の法律において制限されているものについては、業務を行うことはできません。



兵庫県行政書士会のご案内

われわれ行政書士は、国民と行政のきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命としています。

兵庫県行政書士会は、12の専門部会を設けて、会員の実務能力の向上と品位の保持を図っています。

業務部専門部会

相続・契約専門部会

- 遺産分割協議書
- 遺言書
- 内容証明
- 各種契約書
- 離婚協議書
- 行政不服申立書

交通専門部会

- 自賠責保険請求
- 後遺障害等級認定請求
- 示談書作成

国際専門部会

- 在留資格認定・更新・変更
- 再入国許可
- 永住許可
- 日本国籍取得
- 渉外戸籍

土地専門部会

- 農地転用許可
- 開発許可
- 里道・水路の用途廃止及び売払手続
- 官民境界協定

法人・会計専門部会

- 定款
- 株式会社
- NPO法人
- 医療法人
- 社会福祉法人
- 組合
- 会計記帳

知的資産専門部会

- 知的資産経営(事業計画・事業承継・人材育成)
- BCP策定
- 著作権登録・契約
- 各種補助金
- 地理的表示

営業許可専門部会

- 風俗営業許可
- 飲食店許可
- 古物商許可
- 旅館業許可
- 警備業認定
- 薬局開設許可

建設専門部会

- 建設業許可
- 経営状況分析
- 経営事項審査
- 入札参加資格審査
- 宅建業認可

運輸専門部会

- 自動車登録
- 車庫証明
- 旅客・貨物運送業
- 倉庫業
- 特殊車両通行許可
- Gマーク

環境・リサイクル専門部会

- 産業廃棄物収集運搬・処理業
- 自動車解体業
- リサイクル業
- エコアクション21

福祉・医療専門部会

- 福祉サービス事業
- 障がい者総合支援事業

金融・情報専門部会

- 預貯金・有価証券等の名義変更
- 財産管理
- 個人情報保護規程



兵庫県行政書士会

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー 13階

E-mail: gyoseishoshi@hyogokai.or.jp FAX:078-371-4715

お問い合わせは **TEL 078-371-6361** (平日 9:00~5:00)

兵庫県行政書士会

検索



行政書士ADRセンター兵庫(兵庫県行政書士会内) **TEL 078-371-8823**

